

注:本資料は Deloitte Development LLC が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、オリジナルである英語版の補助的なものです。



# Deloitte.

## 2015 年 IAIS Update

### 中華人民共和国マカオ 特別行政区で会議開催

# 目次

---

規制当局と利害関係者がマカオに結集	3
IAIS は利害関係者の意見を歓迎すると幹部が発言	5
利害関係者が執行委員会と意見交換	7
ICP のレビュー・プロセスが進行中	9
ICS のフィールド・テストの作業が加速	10
専門委員会は ComFrame その他で多忙状態	11
FSC は非伝統的保険・非保険業務(NTNI)の問題を懸念	12
IAIS は勢いの維持を追求	13
要約	15
付録	17

---

# 規制当局と利害関係者が マカオに結集

**マカオ特別行政区**— 珠江デルタを挟んでマカオの対岸には姉妹都市の香港があり、共に中華人民共和国特別行政区(SAR)となっています。米国人にとっては香港の方がよく知られており、輝かしい富と同義と捉えられているでしょうが、ギャンブルとショッピング・センターで有名な旧ポルトガル植民地、マカオの方が、いつの間にかあの旧英国植民地よりもはるかに豊かになっています。そして、少なくとも1つの指標では世界で最も富裕な地域です。

2013年を対象とする世界銀行の最新統計によれば、マカオの購買力平価(PPP)ベースの1人当たり国内総生産(GDP)は142,599.2ドルです<sup>i</sup>。PPPベースのGDPとは、購買力平価率を用いて国際ドルに変換された国内総生産を指します。国際ドルは、米ドルが米国内で有しているのと同等のGDPに対する購買力を有します。

安定した失業率 1.9%<sup>ii</sup> および PPP ベースの GDP142,599.2ドルを有するマカオと比べれば、第2位のカタールは、わずか 136,727.3ドルで何とかしのいでいかなければなりません。もちろん両国とも、香港の貧しい居住者(53,215.9ドル)やさらに貧しい米国の住民(53,042.0)<sup>iii</sup>に比べればはるかに豊かです。

このきらびやかな大都市で 2015年6月末、世界全体の経済および富者も貧者も含めた消費者の保護を目指す保険監督者国際機構(IAIS)の第8回年次グローバル・セミナーおよび利害関係者との対話が開催されました。

IAISのプレスリリースによれば、「利害関係者の関与への注力をさらに強めるために、今回の会合は初めて一般に公開される形で開催されました」。このことの意義は、IAISの最近の歴史を振り返ることではじめて理解できます。この国際組織の重要性は、先の金融危機以後著しく増しました。それは、G20と金融安定理事会(FSB)から、金融危機の時期に生じたようなシステム全体に対するショックから世界経済を守るためのルールの策定を託されたからです。

責任の増大を受けて、この保険基準設定主体の組織は内に目を向け、その方針と手続きを見直すことにしました。そして、2014年末には会議と資金調達の方針を変更しました。その結果、「オブザーバー」の地位が廃止されました。オブザーバーとは、IAISに会費を支払うことにより、基準設定プロセスにインプットを提出し、年次会議に特別に出席することを認められた組織をいいます。

オブザーバーの大半を占めていた業界の利害関係者は、いわゆる「有料参加(pay to play)」方式の中止を歓迎したかもしれませんが、IAISはそれ以上の措置を取り、規制当局と招待者以外は年次会議と委員会会議への出席を認めないこととしました。その結果、IAISがかつてないほど重要かつ議論を呼ぶミッションに乗り出しているにもかかわらず、利害関係者のインプットを歓迎していないという懸念が生じました。

IAISは、開放性と透明性の改善を求める数多くの要請に直面し、それに応えて、再編の一部として高額の会費を支払える利害関係者だけでなく、利害関係者全員に参加を認める新たなプロセスを開始すると告げました。それ以後生じた最も顕著なことは、IAISが保険資本基準(insurance capital standards : ICS)の作成に関する一連の利害関係者会議を開催したことです。その後実施された今回の年次会議では、IAISの執行委員会(Executive Committee)メンバー全員との公開討論も行われました。

「IAISは、いくつかの国際資本基準を含め、優先度の高い多くのプロジェクトを推進しており、基準設定の目的を追求する中で、利害関係者と情報を共有し、利害関係者のインプットを求めることに引き続き尽力します」と、IAIS執行委員会のフェリックス・フーフェルト議長は述べました。

利害関係者の出席状況が従来の年次総会に匹敵し、それらの利害関係者による広範な議論とインプットがあったかどうかという基準で会議の成功が測られるとすれば、IAISは今回の会議を十分成功したとみなせられると思われます。米国とアジアの業界は、いずれもこの会合に多くの代表者を派遣しました。

<sup>i</sup> 世界銀行：国際比較プログラムのデータベース：世界開発指標 (<http://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.PCAP.PP.CD/countries/1W>)

<sup>ii</sup> ザ・ワールド・ファクトブック 2013-14年版、ワシントンDC：米国中央情報局、2013年

<sup>iii</sup> 世界銀行：国際比較プログラムのデータベース：世界開発指標 (<http://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.PCAP.PP.CD/countries/1W>)

その結果、IAIS が採用したプロセスの更なる変更を求める多くの利害関係者、特に米国の要求が沈静化するかどうかは、まだ断言できません。しかし、少なくともマカオの数日間は、妥協と譲歩がその場を支配したようでした。

新しい情報もありました。IAIS は、ICS の導入の延期について明確に表明しました。これは、多くの利害関係者が以前から要請していたことでした。また、現在の ComFrame のフィールド・テストに問題点が報告されたため、延期の要請が強まっていました。後に IAIS は、延期が 1 年以上になることを明らかにしました。

ComFrame や G-SIIs に適用される資本指標の適用がない保険者にとって関心が高いことは、IAIS が保険基本原則 (Insurance Core Principle :ICPs) の改訂を公表したことと思われます。

すべての保険規制当局と保険業界の活動に適用される ICPs は、ComFrame に関連する内容を反映するために改訂されます。その結果、予想通り、すべての保険者が規模にかかわらず ComFrame の影響を受けることが、今や確実に見込まれることになりました。

世界の変化による影響から隔離されていると期待し、そのプロセスへの参加を差し控えていた米国の保険者にとって、これは目を覚ますきっかけになったと思われます。明るい材料といえば、この会合での会話や ICS に関連する IAIS の措置により、基準設定主体と利害関係者間のコミュニケーションが、以前よりはるかに双方向的になったと思われることです。

## 要点

- ComFrame に基づく ICS の導入が 1 年延期されます。
- ComFrame を反映させるため ICP が改訂されます。
- IAIS は、数多くの市中協議 (public consultation) および利害関係者会議を開催する予定です。このプロセスへの参加により、好結果の可能性が高まります。



西湾大桥、中華人民共和國マカオ特別行政区

# IAIS は利害関係者の意見を 歓迎すると幹部が発言

執行委員会のフェリックス・フーフェルト議長は IAIS 会議の「新たな方針と手続き」のパネル・ディスカッションで、IAIS は引き続き利害関係者からの意見を求めることに注力していると述べました。そして、今年何度も行われた利害関係者との協議がこの注力を裏付けていると指摘しました。

パネリストは、IAIS の会員便覧 (Member's Handbook) および方針と手続きの変更点について議論するとともに、組織の過去を振り返り、将来を予測しました。

ジョージ・ブレイディー事務局長は、新たな方針と手続きの有効性について検討されることになっていると述べました。この検討は今年終盤に予定されています。事務局長は、その結果である変更の最終草案を採用する 2 週間前にそれを通知すると述べました。

事務局長は、執行委員会と利害関係者の対話を少なくとも年 1 回実施することを約束しました。その際、執行委員会のメンバーは、「組織の最高レベルの戦略や意思決定の質問に答える」と述べました。

多くの発言者は、透明性の向上に向けた IAIS の動きを評価しながらも、しばしば、更なる改善のための提言を付け加えました。

米国生命保険協会 (ACLI) の代表者は、IAIS の各種委員会メンバーのリストと共に招待スピーカーを公表することを求めました。委員会は、基本的に IAIS におけるハイレベルなワーキング・グループといえます。ブレイディー事務局長は、IAIS の委員会は会員によって運営すること、および招待者を招いた場合は、IAIS のニューズレターでそれを示す可能性のあることを指摘しました。

ある発言者は、新規定で認められる 30 日という期間は、協議にとって十分ではないとの懸念を表明しました。河合美宏事務局長は、30 日という協議期間はイシュー・ペーパー (論点書) の場合であり、スーパーバイザリー・ペーパー (監督文書) の場合は 60 日であると説明しました。論点書は背景や情報を提供するのに対し、監督文書またはアプリケーション・ペーパー (適用文書) は監督上のガイダンスを示すものです。

世界有数の再保険会社の米国代表者の一人は、今年 IAIS がたどった足跡に幾分安心したと述べました。そして、利害関係者との専門的協議には、専門委員会 (Technical Committee) と執行委員会を含む親委員会の代表者が参加するべきであると示唆しました。さらに、IAIS が年 1 回、そのプロセス評価と自己検証を行うと聞いて安心して付け加えました。

フーフェルト議長は、専門委員会と執行委員会のメンバーはいずれも利害関係者との協議に出席したいと望んでいるが、通常の職務との間に相反があると述べました。これは、それらの委員会メンバーの大半は自国の組織で高い地位に就いているためです。

河合事務局長は、IAIS はこの会合を毎年開催するつもりであると出席者に述べた上で、今後はさらに多くの利害関係者に出席してほしいという希望を表明しました。





執行委員会のフェリックス・フーフェルト議長が IAIS の動きについて説明

#### IAIS の動き:

##### 2013 年 9 月

- 執行委員会が、今後は原則としてオブザーバーは会議に出席せず、特定の専門的なインプットが必要な場合に専門家を招くと決定

##### 2014 年 3 月 / 6 月

- 利害関係者のより広範な関与に移行し、オブザーバーの地位を廃止することについて総会の承認を求めることに執行委員会が合意
- 効果的で、一貫性があり、透明性が高く、かつ予測可能な会議への参加、協議プロセスおよび利害関係者の関与を律する新たな手続きを策定することを執行委員会が確約
- 2015 年から年次大会はメンバーのみが参加

##### 2014 年 10 月

- 総会において 2015 年でオブザーバーの地位を中止することを決議

##### 2015 年 1 月

- 執行委員会が新たな方針と手続きを採択

#### 協議プロセス

- 監督と支援に関する資料に適用される
- 以下の必須のステップから成る
  - プロジェクト計画書の提出
  - パブリック・バックグラウンド・ノート
  - 市中協議
  - 市中協議の開始時におけるパブリック・バックグラウンド・セッション
  - 提出されたコメントに関する解決およびそれらの公表
  - コメントと解決内容に関する公開討論
  - 採用予定の最終草案の事前通知

#### 討論

- 執行委員会との対話
  - 最低年 1 回。目的は、戦略の方向性を設定し、最終決定を下す者との対話の機会の提供。
- パブリック・ダイアログ
  - 執行委員会のセッションや他のパブリック・セッションの取り組みとは区別される、より専門的な討論
  - 目的は、方針の策定および / または IAIS で進行中のプロジェクトに関連する具体的なトピックに関する適任の専門家との対話の実現

# 利害関係者が執行委員会 と意見交換



執行委員会メンバー全員が利害関係者のインプットを聴取

予想通り、利害関係者と IAIS 執行委員会との対話は活発に行われました。多くの利害関係者が時には対立する見解を述べる間、執行委員会メンバー全員は壇上に座って耳を傾け、しばしばそれに回答しました。議論された論点は、ICS は警戒信号なのかそれとも対応の基準となるのか、どのような形で多様な規制制度を認めるべきかなどでした。この集会は、ICS の導入が延期されることを IAIS が初めてほのめかした場でもありました。

日本損害保険協会の代表者が、ICS に関するプレゼンテーションを行って議論の口火を切りました。同代表者は、複数の提案の中で、少なくとも各国・地域の一致が達成されるまでは、ICS は、介入のための指標ではなく早期警戒指標として利用すべきであると委員会に対して述べました。

同代表者は、「協調もなしに少数の国・地域が資本基準の制度を変更すると、IAIGs に対する過剰な追加資本の要求につながる恐れがある」と警告しました。そして、各国・地域が過度に保守的な要求を一方的に行うことで引き起こされる資本保護主義は回避されなければならないと述べました。

同代表者は資本の代替可能性を認めることを求めました。また、ICS を、早期警戒指標や監督カレッジとのコミュニケーションの促進手段として利用すれば、IAIGs に対する監督カレッジの理解が助長されると同時に、そのグローバル基準を、各国・地域のソルベンシー規制当局が追求すべき目標として普及させられると述べました。

さらに、その基準を段階的に導入することにより、意図しない結果を招くことなく、長期的に基準の信頼性と頑強性を高めることができると付け加えました。別の選択肢として、強制的に IAIGs に超過資本を保有させることも考えられますが、その場合、保険料が値上がりして保険契約者に不利な結果が生ずることになると述べました。

米国損害保険協会 (PCI) の代表者は執行委員会に対して、類似の水準のソルベンシーを確保する規制制度の多様性を認めるべきであると述べました。そして、最終的に消費者が負担する可能性のあるコストについて懸念を表明しました。また、様々な国・地域における現行のソルベンシー規制の変更は、それに伴うコストを生むことを引き合いに出し、ICS は新たなコストを伴う新制度につながる可能性があるとして述べました。

ある執行委員会メンバーは、この示唆に反対して、効果を上げるには資本やソルベンシーの最低水準と間の比較可能性が必要であると述べました。そして、ある種の措置を可能にするためにも ICS は必要であると指摘しました。

別の執行委員会メンバー、ケビン・マッカーティ氏は、代替可能性に対する障害について指摘しました。そして、代替可能性の目的上、超過資本とは何かと問いかけました。同氏は、保険契約者の保護と財務状況の安定性という 2 つの競合する原則の存在を認めた上で、IAIS の原則では保険契約者の保護が優先するが、財務状況の安定性についても懸念しており、コストの増大は望んでいないと述べました。マッカーティ氏は漸進的なアプローチを主張しました。

執行委員会のフェリックス・フーフェルト議長は、論理的に言って、資本の移動は ICS のグループ性に矛盾しないと述べ、マッカーティ氏とは幾分意見が異なるように思われました。ただ、議長は、比較可能性は恐らく数年をかけてより統一的なアプローチに向かうプロセス — 継続的な収斂プロセス — であると述べ、ある程度漸進主義のアプローチを支持しているようでした。

英国保険協会の代表者は、ComFrame と ICS の位置付けについて尋ね、2019 年に何が達成されるか、それは各国・地域の現行指標とどのように整合するのか、各国・地域の監督当局は ComFrame を通じてどのように導入するのか、フィールド・テストがどのように組み込まれるのか、と質問しました。次いで、PCI の代表者が、ICS は 2019 年に導入されるのか、それとも遅延の可能性があるのかと質問しました。

ノイフェルト氏は、執行委員会はちょうど前日、時期の問題について議論し、時期ではなく品質と適切な推進が最も重要であることに同意したと答えました。そして、提出されたフィードバックの入念な分析はより多くの時間を要すると聴衆に述べた上で、「来週末までには時期の問題について一定の情報を提供します。実現プロセスの時期は調整される可能性がある」と理解していただいて構いません」と付け加えました。

PCI の代表者は、関与や透明性、有効性を高める 1 つの方法として、IAIS は、利害関係者が年 1 回ワーキング・グループの会議に参加することを認めたらどうかと示唆しました。河合美宏事務局長は、このところの全体的な変化を賞賛し、それを開放的かつ透明性の高いプロセスと呼び、「誰もが会費を払わずに参加できます」と述べました。

別の執行委員会メンバーは、利害関係者のアクセスは重要であるものの、委員会やワーキング・グループも議論のための時間や機密保持を必要としており、利害関係者のニーズを会議で代弁させることはできないと述べました。また、特権ある立場にない企業、資金に余裕のない中小企業、起業家の方に触れました。そして、利害関係者の関与を賞賛して、業界がフィールド・テストなどの手段により IAIS の作業に引き続き貢献することが決定的に重要であると述べました。

「IAIS は、利害関係者との相互関係の在り方を見直すプロセスに着手したばかりです」と同メンバーは述べました。

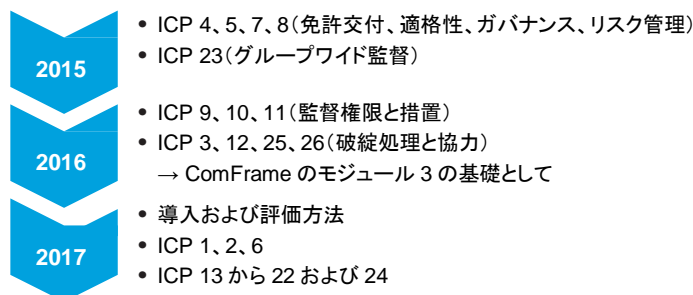
国際アクチュアリー会の代表者は、必要に応じて ICS を延期することに賛成して、より良い内容のものの方が受け入れられる可能性が高いと述べました。

最後にフーフェルト議長は、「IAIS が創出したこの新たなプラットフォームは、包括性、関与性および透明性が向上したと確信しています」と述べました。



# ICP のレビュー・プロセスが進行中

## ICP のレビューのスケジュール



図は IAIS 提供

専門委員会のウルス・ハルバイゼン副議長は、ICP レビュー作業部会(ICP review task force)を設置し、2017年までに ICPs の総合レビューを完了する予定である、と保険コア・プリンシプルのパネル・ディスカッションで述べました。

ICPs は世界の保険規制の基礎をなす、と同副議長は述べました。ICP レビューでは、現在行われている ICPs のフィールド・テストおよび自己評価やピア・レビューで学んだ教訓が組み込まれます。ComFrame は、完成した改訂 ICPs の体系を参照し、それに依拠しますが、ICPs も部分的に ComFrame を基礎とするため、フィードバックのルールが形成されます。

ハルバイゼン副議長は ICP レビューの期間について説明しました。免許交付、適格性、ガバナンス、リスク管理およびグループワイド監督に適用される ICPs は、現在レビューが進行中です。一方、監督権限と措置に適用される ICP および破綻処理と協用に適用される ICP は、2016年にレビューされる予定です。残りの ICPs のレビューは2017年に行われます。

また、現在レビュー中の ICPs の現状に関する最新情報も出席者にもたらされました。グループワイド監督を対象とする ICP 23 に関して特定され、対処されている問題としては、体系化と明瞭性、保険グループに対する ICP の適用可能性、多重的な危険性、ならびにグループワイド監督当局／ホスト国の監督当局／支店の監督当局への適用およびそれら監督当局の役割などがあります。

変更点の1つとして、新 ICP 23 は ComFrame との整合性が強化され、基準の数はわずか3つとなり、グループとグループ監督の範囲の中核的な認識に焦点が絞られています。この ICP はページ数が20から7に削減され、そのうち文章のページは3ページ半しかありません。

現在までのところ、監督協力と協調を対象とする ICP 25 は、軽微な変更にとどまっています。しかしながら、今後は変更が増える可能性があります。今までになされた変更は、グループ監督がグループの本社に適用されること、および

関与する監督当局間の協力が必要なことをより明瞭に反映させるためのものでした。更なる変更は、2016年に予定される ICP レビューの後になされます。

ガバナンスに関するワーキング・グループのアニック・トイブナー議長は、ICP 4、5、7、8 の状況について説明しました。それによれば、これらの ICPs に関して提起された主な問題の1つは、プロポーシヨナリティー(重要性の原則)であり、それらの ICPs にプロポーシヨナリティーが全体を通じて適用されることが明瞭化されました。

免許交付を対象とする ICP 4 については、大幅な方針変更はありません。個人の適格性を対象とする ICP 5 では、保険者の主要保有者(significant owner)と取締役会それぞれの適格性要件間の区別が、より適切なものにされます。コーポレート・ガバナンスに関する ICP 7 では、グループを取り扱ったセクションおよび透明性とコミュニケーションに関する議論が見直されます。また、保険者のリスク文化がより強調されます。

リスク管理と内部統制に関する ICP 8 では、リスク管理と内部統制に関する基準が分割され、リスク管理システムに関するガイダンスが追加され、内部統制に関するガイダンスが明瞭化されます。また、他の軽微な変更もあります。

PCI の代表者は支店の取り扱いなどについて懸念を表明しました。そして、ICP 4 と 7 は、監督当局が監督を容易にするために企業に事業再編を強制できることを意味しているように思われる、と述べました。また、それらの ICPs、特に報酬を取り扱った ICP 7 の一部を見ると、今や監督当局が経営者になった感がある、と述べました。

ICP 23 と 25 に関する現在の協議文書に関するフィードバックのレビュー終了後の2015年10月に、意見を求めるための利害関係者のセッションが開催される予定です。ICP 4、5、7、8 の改訂草案も10月完成の予定です。

保険コア・プリンシプルの全リストは付録に記載されています。

# ICS のフィールド・テストの 作業が加速

定量的フィールド・テストは、「IAIS が資本基準を策定するために不可欠なツールです」と、フィールド・テスト・ワーキング・グループのパオロ・カドーニ議長は IAIS 会議のグローバル資本基準のパネル・ディスカッションで述べました。

同議長によれば、2014 年のフィールド・テストには以下の 3 つの主な目的がありました。

- 基礎的資本要件(BCR)を提案して FSB の承認を求めること。そのために、単独の本格的なフィールド・テストを実施し、おそらくはコンフィデンシャルベースの報告段階で微調整を行うことになる。
- 上乘せ資本(higher loss absorbency: HLA)に関するその後の進展状況を通知すること
- 同時に ICS の進展状況を通知すること

カドーニ議長はこのフィールド・テストの構成要素として以下の事項を挙げました。

- バランスシート: 3 つの異なる評価アプローチ
  - 市場調整評価
  - GAAP(ここでは、各国・地域の国内の GAAP を指す)
  - 経済資本モデルで使用される評価
- IAIS が確立した、グローバルな根拠に基づくセグメンテーション
- デリバティブなどオフバランスシートへのエクスポージャー
- 現在の保険グループ全体の PCR(Prescribed Capital Requirements: 監督者の介入水準)、またはグループ全体の PCR の代用指標
- 現在の銀行の規制資本要件、および存在する場合、他の規制資本要件
- グロス保険料およびネット保険料、グロス保険金およびネット保険金
- グループ・レベルで発行した資本調達手段の細目を含む資本リソース(capital resources)
- IAIS が定めたイールドカーブと比較するための通貨別のイールドカーブ
- 3 つの評価に基づく次のストレス時のバランスシート。金利上昇のストレス、金利低下のストレス、株価のストレス、死亡率のストレス、コンバインド・レシオのストレス

カドーニ議長は、この段階で企業内部のイールドカーブが IAIS のイールドカーブと比較され、IAIS のコア資本と追加資本の定義が使用されると述べました。2 つのデータ層が求められました。1 つは、BCR のために必要な情報、もう 1 つは、ストレス時のバランスシートと経済資本モデルに基づく評価でした。第 1 のデータ層には 34 社、第 2 のデータ層には 29 社が参加しました。その 29 社のうち 21 社が、自身の経済資本モデルに基づくバランスシートのデータを提供しました。

興味深いのは、GAAP から市場調整評価(market adjusted valuation: MAV)への移行に伴い、資産価値が変化したという指摘がなされたことです。資産価値は全体として 1.9%低下しましたが、これは、投資価値の 1.2%の増加と、繰延新契約費の消滅および未収再保険金など再保険資産の価値の減少を相殺した結果でした。負債はネットで平均 8.2%減少しました。

2015 年のフィールド・テストは 2015 年 4 月末に開始されました。このテストは 2 つの構成要素に分かれており、第一部は 2015 年 7 月 15 日までに、第二部は 2015 年 9 月 4 日までに提出されることになっています。第一部には、BCR と HLA の算定に必要な構成要素が含まれているのに対し、第二部には以下のような数多くの要素が含まれています。

- 調整を加えた GAAP ベースの評価および GAAP の勘定調整→調整を加えた GAAP ベース→MAV(第一部のデータを使用)
- ICS のリスク・チャージ
- ICS の資本リソース - 第一部の基本データ + 比較可能な MOCE(Margin Over Current Estimate)の選択肢を使用
  - 資本コストおよび保守性
- ICS の要約ワークシート - ICS の適格資本リソース/ICS の資本要件(標準的手法の例に基づく)

2015 年のフィールド・テストのパッケージは、データの最終提出期限である 2015 年 9 月 4 日以後のどこかの時点で公表されます。このパッケージは、フィールド・テストの自発的参加者だけでなく利害関係者全員が入手可能です。

# 専門委員会は ComFrame その他で多忙状態

専門委員会が手掛けている継続的な課題としては、外部監査関連の事項に関する IAIS の資料作成の必要性の検討、および ICP 20 と 14 に関する継続的な見直し作業などがあると、ウルス・ハルバイゼン副議長は IAIS 会議の専門委員会のパネル・ディスカッションで出席者に説明しました。予想されるように、ComFrame も同委員会の主な焦点となっています。

専門委員会はまた、評価関連の事項について ComFrame のフィールド・テスト作業部会を支援する作業も行っています。それは、モジュール 2 の定量的要素のフィールド・テストから得られた結果を分析して、モジュール 2 の追加的な見直しを提案し、モジュール 3 へのインプットの草案を作成することです。

同委員会はさらに、グループのコーポレート・ガバナンスに関連する ICP 7 と 8 に関する適用文書など、多数の文書にも取り組んでいます。加えて、事業行為リスクとその管理に関する論点書の草案を公表する一方、仲介人の監督へのアプローチに関する適用文書の草案を作成中です。

焦点を当てている他の分野としては金融犯罪があり、同委員会はサイバー犯罪に関する論点書の草案を作成しています。また、保険詐欺の対策に関する ICP 21 ならびにマネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策に関する ICP 22 の更新も手掛けています。

同委員会の破綻処理ワーキング・グループは、必須の機能、破綻処理戦略、保険契約者保護制度、債権者のヒエラルキーなど、G-SII に関連する様々な対策に関わる情報を FSB に提供しています。また、G-SII の破綻処理における損失吸収能力の適用も検討しています。

ハルバイゼン副議長は、専門委員会が ComFrame のフィールド・テストの全側面を取り扱っていると述べました。同委員会は、定性的なフィールド・テストを定量的テストと同様に重要であると捉えています。また、ComFrame の費用対効果分析も行っています。

ハルバイゼン副議長によれば、同委員会の作業は、2020 年代とそれ以降を見据えて進めています。新興国の成長に伴い、国際的に活動する保険グループが増加し、監督カレッジが拡大するという見通しを持っています。

PCI のある代表者は、ComFrame のモジュール 3 に触れて、ICS に違反した場合、どんな結果になる可能性が高いかと質問しました。そして、何らかの措置が要求されるのか、あるいは監督当局の検討の引き金になるのかと尋ねました。

同副議長は、この問題は「視野に入っているものの、現段階で正確な答えを示すことは不可能です」と述べました。そして、ComFrame が採用されるまでに最低さらに 2 回の協議が行われると指摘しました。

同副議長は、欧州の利害関係者の質問に答えて、EU は単一の地域とはみなされないと述べました。

---

焦点を当てている他の分野としては金融犯罪があり、同委員会はサイバー犯罪に関する論点書の草案を作成しています。また、保険詐欺の対策に関する ICP 21 ならびにマネー・ロンダリング防止およびテロ資金供与対策に関する ICP 22 の更新も手掛けています。

# FSC は非伝統的保険・非保険業務(NTNI)の問題を懸念

グローバルにシステム上重要な保険会社(G-SIIs)の評価手法は3年ごとに見直し、と金融安定委員会(FSC)のエリゼ・リーバース副議長はIAIS会議の金融安定委員会のパネル・ディスカッションで述べました。G-SII手法作業部会によって実施される第1回レビューは2015年11月までに完了し、2016年から適用されます。

G-SIIアナリスト・ワーキング・グループは、FSCが承認したフレームワークに従ってG-SIIs候補の年次レビューを調整することに責任を負っています。同グループは現在、2015年のデータを受け取っているところであり、今後数カ月にわたりこのデータを分析し、企業のランキングを作成する予定である、と同副議長は述べました。2015年のデータは夏の終わりまでに収集を終え、その後、それを使用して手法をテストし、精緻化します。

両グループは、2015年のデータの分析に基づき、3年ごとの手法見直しの一環として、協力して手法の改善に取り組みます。改善すべき検討予定事項としては、標準化、G-SII指定のための可能な線引き、G-SIIリストへの記載とその削除に係る明確なルールの確立、グローバルな保険者が手掛けるあらゆる種類の保険と再保険およびその他の金融活動を適切に区別する手法の確保などがあります。

大幅な変更があれば今年終盤に公表し、その後、それを改訂して2016年11月にG-SIIに適用します。リーバース副議長は変更を予想していると述べました。

同議長が現在の手法の問題点として挙げたのは、非伝統的保険および非保険業務(NTNI)と相互関連性という、2つのG-SIIの地位の主要決定要因です。現在、NTNIと相互関連性はG-SII評価のほぼ80~90%を占めています。同副議長は、これらは保険者ごとに異なる傾向があると述べました。

「システムに影響する保険者に対する適切な政策措置は、テラーメイドである必要性が銀行よりも高いと思われる」と同副議長は述べました。

監督の強化には、保険者に固有のシステムック・リスク管理計画が含まれます。各G-SIIは、当初の指定から少なくとも1年はG-SIIにとどまり、この評価は毎年更新されます。

リーバース副議長は、NTNI業務に関する方針は今年終盤に最終決定されると述べましたが、保険商品をNTNIと定義する際の困難性が明らかになっています。以前の会議では、一部の米国の代表者が、昔からある年金商品は米国では伝統的のみなされているが、欧州ではNTNIとみなされる可能性がある」と指摘しました。

# IAIS は勢いの維持を追求

IAIS の河合美宏事務局長は、IAIS グローバル・セミナーの「IAIS のハイレベルの目標と将来の見通し」に関するオープニング・パネルで、「基準が我々の商品です」と聴衆に述べました。そして、今後 5 年間の IAIS の目標は「新」IAIS の勢いを維持することであると言いました。

事務局長は、IAIS の活動領域について触れ、IAIS の中核的分野には基準設定、実施、金融安定化、外部および利害関係者との意見交換が含まれると述べました。そして、新 IAIS はオピニオン・リーダーとなることを目指すと同時に、コミュニケーションをもう 1 つの重点活動とする、と付け加えました。

## IAIS の全活動領域



IAIS の大局的 (HLG) 目標、IAIS 提供

パネルのメンバーは、近い将来における IAIS の展望をどう捉えているかについて述べました。専門委員会のマイケル・T・マックレイス議長は、保険セクターを統合することが重要であると述べました。そして、ICPs の安定性と継続的な進化、見直しおよび更新の必要性との間のバランスを図るべきことを指摘しました。議長によれば、目標は業界の成長の支援と世界の保険契約者の保護です。

実施委員会 (Implementation Committee) のジョナサン・ディクソン議長は、市場行動の監督と包括性に関する適用文書が近々公表されると聴衆に告げました。金融安定委員会 (FSC) のアルベルト・コリンティー議長は、すべての企業に適用される標準的な規制の必要性に触れました。そして、G-SIIs の指定手法の改善を示唆する適用文書が今年終盤に公表されると述べました。

コリンティー議長によれば、金融安定委員会は、諸概念の一貫した適用の実現を目指す一連の作業を通じて、非伝統的保険および非保険業務の明確化と定義に取り組んでいます。



IAISの河合美宏事務局長、  
IAIS提供



G-SIIの指定手法は改善されると発言する金融安定委員会のアルベルト・  
コリンティエー議長

河合事務局長は後に、自身の契約を執行委員会が2017年末まで延長したことを明らかにしました。これにより事務局長は、上乗せ資本や保険資本基準のバージョン1の採用など、いくつかの計画中の最優先プロジェクトの完成を引き続き監視することが可能になるだろう、とIAISは述べました。

そして、河合事務局長は次のように語りました。「IAISの事務局長を務めることは大きな名誉であり、恩恵であり、喜びでした。さらに2年半、引き続き職務に励む機会を与えられたことに感謝しています。IAISのメンバーや事務局の仲間と共に山頂を目指して登り、設定した目標に到達する決意をこれまで以上に強くしています」

河合氏はこれまで17年間IAISに勤務し、そのうち12年は事務局長の職にありました。次期事務局長の国際的な候補者捜しが、河合氏の任期終了前に始まることになります。



実施委員会のジョナサン・ディクソン議長は、基準適用の活動はIAISにとっての課題や問題に関する有用な発見事項をもたらすと発言

# 要約

## ICP は全メンバーのため、と実施委員会議長

実施委員会のジョナサン・ディクソン議長は、同委員会のハイレベルの目標は効果的な監督の強化であると述べました。同委員会メンバーは、IAIS のメンバーが効果的な保険監督および監督当局間の協働に向けてベストプラクティスを適用することを目指しています。同議長は、もう 1 つの目標は、段階的な実施があり得るとしても、実施のモニタリング・プログラムに基づき、すべての ICPs がメンバー全員に遵守されるようにすることであると述べました。

## 事業行為リスクとその管理に関する IAIS の論点書

会議中に約束されたように、IAIS は 1 週間後に、市中協議に向けて「事業行為リスクとその管理」に関する論点書を公表しました。これは、適用文書と異なり、監督要件を追加するのではなく情報を提供する論点書です。目的は注意喚起にあります。協議期間は 8 月 14 日までで、その後、専門委員会に対して提言がなされます。利害関係者を対象とする新たなバックグラウンド・セッションは暫定的に 10 月 5 日に予定されています。11 月までには最終文書に至る見込みです。

同論点書はリテール顧客に焦点を合わせており、IAIS は「事業行為リスクを」、「保険者および／または仲介人が顧客を公平に取り扱わないような仕方でも業務を遂行することから発生する、顧客、保険者、保険セクターまたは保険市場にとってのリスク」と定義しています。

この草案は、次のような記述からすれば、支払能力の高い高利益保険者に対して、より強い規制上の焦点を当てようとする傾向があるようにも読み取れます。「しかし、高利益(実績および計画)は、顧客にとっては公平な結果の犠牲の上に追求される可能性もある。つまり、顧客にとって低い価値を提供する商品、または強引な販売実務もしくは不適切な販売に対する高いインセンティブの結果である可能性もある。そのため、財務データの身長の評価と事業行為に対する考察が極めて重要になる」

価格の最適化のようなイノベーションは懸念を引き起こす可能性があります。つまり、情報の非対称やビッグデータが問題として指摘され、考え得る解決策として介入主義的なアプローチの強化が挙げられるかもしれません。同論点書では次の通り記述されています。「そうした介入には、金融の知識の乏しい顧客グループに販売される商品に対する明確な商品基準の設定、および特定の種類の商品に関わる特定の種類の販売モデルの禁止または制限が含まれる」。

同論点書が提起した多くの潜在的な懸念分野には、報酬構造、付帯保険 (add-on policy)、自己募集 (self-placement) などが含まれています。利害関係者とのバックグラウンド・セッションの際、同論点書が均衡に欠けることや業界に対して偏りのある可能性などについて利害関係者から懸念が提起されました。

## 要点

▶ ソルベンシーへの対処がなされているため、市場行動が次の重大な規制リスクとなる可能性があります。

### IAIS がキャプティブ保険者の規制と監督に関する適用文書を公表

キャプティブの利用に対する規制当局の注視が引き続き強化されています。米国金融安定監督評議会 (Financial Stability Oversight Council: FSOC)、米国連邦準備制度理事会および国際通貨基金 (IMF) はすべて、関連キャプティブのシステミック・リスクに対する懸念を表明しており、IAIS は、新 ICPs の結果としてその適用文書を改訂しました。同文書は、米国の規制当局が向かおうとしている事項、すなわち透明性、可視性および管轄地域間の協力をかなり反映しているように思われます。ガバナンス、資本十分性、内部統制など強化された分野もあるようです。

顕著な特徴は、特にストレス下における、利用可能な資本の質の重視などです。金融犯罪も大きく取り上げられており、監督当局は、保険会社の経営者に適切な保険詐欺防止、マネー・ロンダリング防止 (AML)、テロ資金供与対策 (CFT) の仕組みを整備させるように勧告されています。

興味深いのは、以上のことから、キャプティブに関わる別個の ORSA またはその変更を要求される可能性があることで、特にキャプティブに関連するものとして一定の具体的なガイドラインが示されています。この協議の期限は 8 月 3 日とされ、利害関係者向けの第 2 回バックグラウンド・セッションは 10 月初めに予定されています。11 月には IAIS 総会における正式承認が見込まれています。

### 要点

- ▶ これらの継続的な動きは、保険者がキャプティブとそのリスクを一層重視する必要性を示す更なる証拠とされます。



# 付録

## 保険コア・プリンシプルのリスト

番号	標題
1	監督者の目的、権限および責任
2	監督者
3	情報交換および秘密保持に関する要件
4	免許交付
5	個人の適格性
6	支配権の変更とポートフォリオの移転
7	コーポレート・ガバナンス
8	リスク管理および内部統制
9	監督レビューおよび報告
10	予防および是正措置
11	執行
12	清算および市場からの撤退
13	再保険およびその他リスク移転
14	評価
15	投資
16	ソルベンシー目的の統合リスクマネジメント
17	資本十分性
18	仲介者
19	業務行為
20	パブリック・ディスクロージャー
21	保険詐欺の対策
22	マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策
23	グループワイド監督
24	マクロ・プルーデンシャル・サーベイランスおよび保険監督
25	監督協力および協調
26	危機管理におけるクロスボーダー協力および協調

## 省略語

### IAIS

保険監督者国際機構

### ACLI

米国生命保険協会

### AML

マネー・ロンダリング防止

### BCR

基礎的資本要件

### CFT

テロ資金供与対策

### ComFrame

国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み

### FIO

米国連邦保険局

### FSB

G20の金融安定理事会

### FCS

金融安定委員会

### GAAP

一般に公正妥当と認められた会計原則

### GDP

国内総生産

### G-SIIs

グローバルにシステム上重要な保険会社

### HLA

上乗せ資本要件

### IAIG

国際的に活動する保険グループ

### ICP

保険コア・プリンシプル

### ICS

保険資本基準

### IIF

国際金融協会

### IMF

国際通貨基金

### MAV

市場調整評価

### MOCE

現在推計に上乗せするマージン

### NTNI

非伝統的保険および非保険業務

### ORSA

リスクとソルベンシーの自己評価

### PCI

米国損害保険協会

### SAR

特別行政区

詳細な情報をお求めの場合は、  
ご連絡をお願いします。

**Gary Shaw**

Vice Chairman  
US Insurance Leader  
Deloitte LLP  
+1 973 602 6659  
[gashaw@deloitte.com](mailto:gashaw@deloitte.com)

**Howard Mills**

Director  
Global Insurance Regulatory Leader  
Deloitte Services LP  
+1 212 436 6752  
[howmills@deloitte.com](mailto:howmills@deloitte.com)

**Richard Godfrey**

Principal  
US Insurance Advisory Leader  
Deloitte & Touche LLP  
+1 973 602 6270  
[rgodfrey@deloitte.com](mailto:rgodfrey@deloitte.com)

**Neal Baumann**

Principal  
Global Insurance Leader  
US Insurance Consulting Leader  
Deloitte Consulting LLP  
+1 212 618 4105  
[nealbaumann@deloitte.com](mailto:nealbaumann@deloitte.com)

**著者**

**Andrew N. Mais**

Senior Manager  
Deloitte Center for Financial Services  
Deloitte Services LP  
+1 203 761 3649  
[amais@deloitte.com](mailto:amais@deloitte.com)

**寄稿者**

**David Sherwood**

Senior Manager  
Deloitte & Touche LLP  
+1 203 424 4390  
[dsherwood@deloitte.com](mailto:dsherwood@deloitte.com)

本資料に掲載されているのは一般的な情報のみであり、デロイトの経験と調査に基づくものです。デロイトは、本資料により会計、ビジネス、金融、投資、法務、税務、またはその他の専門的アドバイスもしくはサービスを提供するものではありません。本資料はそのような専門的アドバイスまたはサービスに代替するものではなく、また貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定もしくは行為の基礎として利用されるべきではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。デロイト、その系列事業体、および関連事業体は、本資料に依拠した利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

#### **デロイトについて**

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッド及びメンバーファームの法的な構成についての詳細は [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) をご覧ください。デロイト LLP とその子会社の法的構成の詳細については [www.deloitte.com/us/about](http://www.deloitte.com/us/about) をご覧ください。規則や規制に基づき、保証業務を提供しているクライアントに対しては、特定のサービスを提供できない場合があります。